

四日市市告示第 1 1 9 号

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱（平成 3 1 年四日市市告示第 3 0 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業であって、他の公的な補助金を受けていないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハード整備支援事業（従業員が就労しやすい職場をめざし、職場内に子どもの遊び場スペース、多機能トイレや女性用トイレ・更衣室を設置するなど、<u>市内に存する</u>事業所等の整備を行う事業（ただし、備品のみ購入は対象外とする。）をいう。以下同じ。）</p> <p>附 則 (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第 1 2 条の規定を除き、<u>令和 1 1 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業であって、他の公的な補助金を受けていないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハード整備支援事業（従業員が就労しやすい職場をめざし、職場内に子どもの遊び場スペース、多機能トイレや女性用トイレ・更衣室を設置するなど、<u>事業所等の整備を行う事業</u>（ただし、備品のみ購入は対象外とする。）をいう。以下同じ。）</p> <p>附 則 (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第 1 2 条の規定を除き、<u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(商工農水部商業労政課)